誤振込による預金の成否と不当利得 -誤振込金相当額返還請求制度の提言を含む-

楽天銀行 垣水 道生

1. はじめに

振込は現代社会において、主要な決済手段となっている。その理由は利便性である。振込 当事者は現金を携帯せずに迅速に決済を行うことができ、受取人は自ら預入した預金と同 様に取り扱うことができるのである。すなわち、振込には①現金を扱う手間や危険からの解 放、②迅速な決済、③口座型預金の利便性享受といった優れた特徴がある。これらは、一度 でも振込を使った人であれば容易に頷けるところであろう。

かように便利な振込であるが、残念ながら民事・刑事上の紛争となる事例も存在する。本稿ではそのような事例の中から、いわゆる「誤振込」について取り上げる。

誤振込に関しては、2022 年上半期に「山口県阿武町の誤振込事件」が大きな話題となったことは記憶に新しい。山口県阿武町が誤って住民の1人に4,630万円を振込んだが、当該住民が組戻しに応じず、その大半をオンラインカジノにつぎ込んだとされる事件である。これについては、その金額の大きさも相まって、マスコミで連日大きく取り上げられ、"有識者"が様々なコメントを行い世間の関心を呼んだ。さらに組戻しに応じなかった住民は電子計算機使用詐欺罪の疑いで逮捕され、起訴されるに至った(注1)。

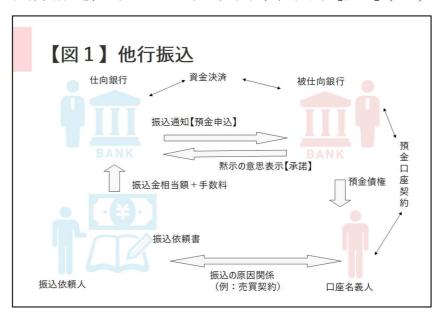
結論から言えば、筆者はこの逮捕については反対である。罪刑法定主義の観点から断じて許されるべきではなく、完全に警察の勇み足である。マスメディアが「怪しからん」と大騒ぎをすれば、国家が動いて無理やり罪人に仕立て上げてしまうという悪しき前例を作ったものと考える。それというのも、当該住民は不当利得に基づく振込金相当額の返還義務を阿武町に対して負ったが、その他の民法上・刑法上の義務は一切負わなかったからである。

詳細は順次明らかにしていくが、強調しておきたいのは、誤振込のような多数当事者が関わる複雑な事案については、正常な振込の法律関係から始めて、ひとつひとつ法律上の論点を積み重ねていくことが必要であるということである。

ところで、上の結論では当該住民は不当利得の返還義務を負うだけであるから、振込金相 当額を返還せずに費消してしまうのを防止する有効な策がないことに疑問を持つ向きもあ ろう。実は、請求権の実効性については、ひとり誤振込の事案に留まらず、不当利得に基づ く返還請求権全体の課題なのである。しかし、そのように言い放つだけにとどめず、何か対 策が考えられないのかについても論を進める。

なお、本稿はあくまでも筆者の考えであり、筆者が過去・現在所属する会社とは一切関係がない。

2. 振込の法律関係 (第三者のためにする契約委任契約説) 【図1】(注2)



振込は振込依頼人が銀行(以下「仕向銀行」とする。)に振込依頼書のほか、振込金額および手数料の金員を引き渡し、振込依頼契約を締結するところから始まる。振込依頼書には振込金額、振込先口座情報(振込先銀行、支店、預金種目、口座番号、口座名称)が記載されている。仕向銀行は振込先銀行(以下「被仕向銀行」とする。)宛に振込先口座情報を通知する。通知を受けた被仕向銀行では、振込先口座情報に合致する口座の存否などを確認して、該当の口座への入金が可能であれば、仕向銀行との間で預金契約を締結して勘定元帳に入金記帳する。その結果、振込依頼人が振込依頼書で依頼した通り、口座名義人(注 3)の口座に振込金相当額の預金債権が発生する【図 2 】。

なお、該当の口座への入金ができない場合には、被仕向銀行はその旨を仕向銀行に返信するが、入金可能な場合には特段の返信は行わない。これは、被仕向銀行が預金契約承諾の黙示の意思表示をしているものと考えられる。

振込依頼人と口座名義人との間には、振込に先だって何らかの原因関係(例えば売買契約)があるのが通例である。振込はこの原因契約の代金決済(例えば売買代金の支払)のために行われる。振込が完了し、振込金相当額の預金債権が発生すると振込依頼人が口座名義人に負っていた原因関係上の金銭債務(例えば売買代金債務)は消滅する。これを決済の完了とも言う(注 4)。

以上をまとめると、振込においては振込依頼人が仕向銀行と振込依頼契約を締結し、仕向 銀行が被仕向銀行と預金契約を締結する結果、口座名義人の被仕向銀行に対する預金債権



の発生という法律効果が生じる。

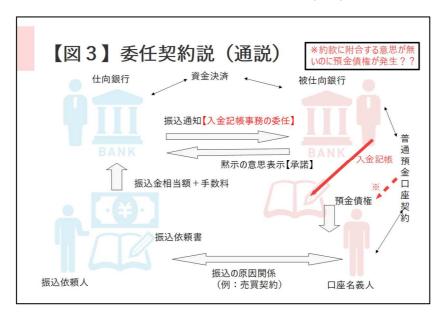
これを踏まえて、振込依頼契約とは、振込依頼人が仕向銀行に対し、被仕向銀行との間で 第三者(口座名義人)のためにする預金契約(民法 537 条、666 条)を締結することを委任 している契約であると考えることができる。

ところで、第三者のためにする契約では、受益者の受益の意思表示を以てその効果が確定するとされている(民法 537 条 3 項)。通常、契約はその当事者間に効力が及ぶのであるが、第三者のためにする契約では契約当事者間の第三者に効力が及ぶ。この点に着目して、第三者の受益の意思が必要だとしているのである。但し、第三者に効力が及ぶと言っても、第三者が受益するだけの契約であるため、予め振込依頼人に振込先口座情報を知らせている他行振込では、当然受益の意思表示があるものとして差支えない。また、銀行の「預金口座規定」(約款)には、「この預金口座には、為替による振込金を受け入れます」旨の規定が存在する場合がある。これは、口座名義人が予め振込による預金債権につき、受益の意思表示を包括的に行ったものと解すべきである。他行振込によって、被仕向銀行が振込先預金口座の預金債務を負う意思表示を行うと、被仕向銀行と口座名義人との間で予め締結した上述「預金口座規定」が適用されるから、受益の意思表示を別途行う必要はない(注 5)(注 6)。

なお、振込依頼人は振込先口座を指定しているのであるから「指定した振込先口座の預金 債権の発生」を意識している。それを受け、仕向銀行は被仕向銀行に対して「指定した口座 の預金契約」を申込むのである。したがって、指定した口座の預金契約が締結できなければ、 委任契約の目的は達成されず、口座名義人の受益の意思表示は何の効力も無い。例えば、指 定口座解約後になされた振込に関して、口座名義人の指示にしたがって別口座に入金する などの処理を被仕向銀行が行うことはできない(注 7)。

3. 委任契約説 (通説) への批判 -預金の発生権原と入金記帳の意義-

ところで、従来の銀行法務においては、振込の法律関係を上のようには捉えてはいない。 通説は委任契約説というものである。この説では、振込依頼契約は「事務の委任を行う契約」 であると考え、その目的たる事務の内容は、「被仕向銀行が口座への入金記帳をすること」 とする。そして、振込によって預金債権が発生するのは、被仕向銀行と口座名義人との間の 「預金口座規定」(約款)による効果だと説明する【図3】(注8)。



しかしながら、この説は預金契約という法律行為が存在しないにも関わらず、入金記帳という事実行為によって約款が適用されるとするところに致命的な欠陥がある。なぜなら約款は法規ではないからである。

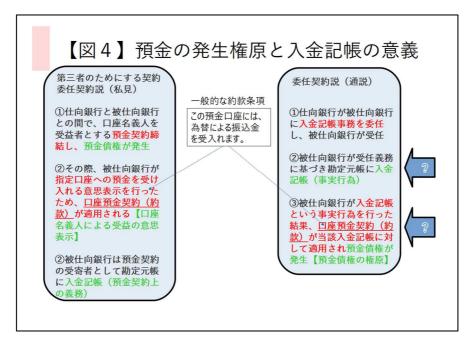
約款とはほんらい契約当事者の意思表示に附合して適用されるものである。それゆえに、 約款による契約は「附合契約」と呼ばれる。ところが、入金記帳という事実行為には約款が 附合するべき契約当事者の意思表示は存在し得ない。したがって、約款が効力を持つことは あり得ない(注 9)。さらに、委任契約説は委任の目的を入金記帳だと考えるのであるから、 入金記帳の意義についても預金契約を消費寄託とする常識とは異なった解釈とならざるを 得ない。これらを明確にするために、先に述べた「第三者のためにする契約委任契約説」(私 見)と比較してみよう。

まず、「第三者のためにする契約委任契約説」では、仕向銀行と被仕向銀行との間で口座 名義人を受益者とする預金契約を締結する。その際、口座番号などで口座が特定されている ことから、被仕向銀行は当該口座への預金の受け入れ意思を示している。その結果、既に被 仕向銀行と口座名義人との間で締結済の「預金口座規定」の条項が適用される。前述の通り 「この預金口座には、為替による振込金を受け入れます」などの条項が規定されていれば、 口座名義人が予め包括的に行った受益の意思表示が発効することとなる。

次に、被仕向銀行は、受け入れた振込金を口座名義人の預金として管理する義務を負うこ

ととなるが、金銭は究極の種類物であるから、振込金金額を口座別に勘定元帳へ記帳することを以て分別管理を行うことができる。すなわち、入金記帳は被仕向銀行によって消費寄託契約たる預金契約上の受寄物の管理義務として行われるのである。これは口座名義人本人が銀行の窓口で預金をする場合と全く同じ通常の考え方である。

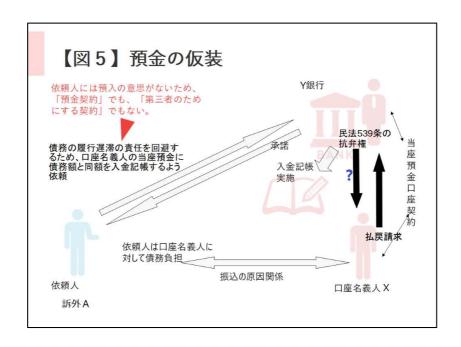
他方、「委任契約説」によれば、仕向銀行が被仕向銀行に入金記帳事務を委任し、受任義務として被仕向銀行が勘定元帳の当該預金口座分として入金記帳を行う。そして、入金記帳を行ったことにより、被仕向銀行と口座名義人間の「預金口座規定」が適用されて預金債権が発生するというのである。すなわち、委任契約説では預金契約の発生前に入金記帳がなされるのであるが、先に見た預金契約における入金記帳の意義からすれば、論理的にあり得ない考え方である。すなわち、私見では入金記帳は預金債権発生後の受寄者たる被仕向銀行の義務として行われるのに対し、委任契約説では預金債権発生の権原として預金債権発生前に行われることになるのである【図4】。



被仕向銀行による債務負担の意思表示が存在しないのにもかかわらず入金記帳という事実行為によって預金債権債務が発生するという点、および、入金記帳が受寄物の管理義務と関係がないという点において、委任契約説が不当であることは火を見るよりも明らかである。

4. 「預金の仮装」大審院判例の評価【図5】

もっとも、通説は大審院判例(注 10)における「金庫説」を踏襲したとも考えることができる。これは、振込のような第三者からの預金への預入行為を「金庫に金を投入した」のと同等に解釈する説である。金庫は法律行為の主体には成りえず、金庫への金の投入は事実行為であるから、この説に対しても委任契約説と同じ批判が当てはまる。すなわち、法律行為が



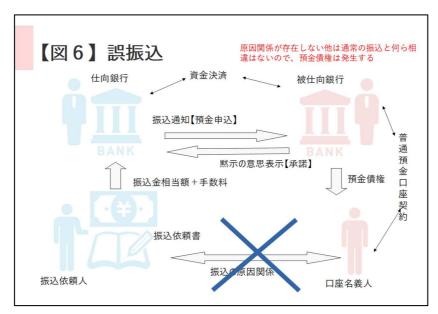
なされていないのに預金債権が発生するとする点で、妥当性のない説である(注11)。

しかし、大審院はいわゆる預金の仮装の事案に関して、第三者預入を第三者のためにする 契約だと解すると、不当な結論になることを避けようとしてこの「金庫説」を採用したと考 えられている。

事案は次の通りである。訴外Aからの依頼に基づき、実際には預金契約がないのに入金記帳を行って預金契約があるかのように作出した(=預金の仮装)Y銀行に対し、口座名義人 Xが払戻しを請求したところ、銀行側が民法 539 条に基づく原因関係上の抗弁を持ち出した。原審は銀行側が主張した民法 539 条の抗弁権の援用を認め、口座名義人の払戻し請求を 棄却した。これに対し、上告後の大審院では、訴外Aによる預金契約に対して「金庫説」を 採用し、民法 539 条に基づく原因関係上の抗弁の援用を認めなかったのである。要するに、 大審院は、「預金の仮装」が第三者のためにする契約(民法 537 条)であるとする前提に立っと、銀行により民法 539 条の抗弁が援用されることを認めざるを得ないと考え、これを避けるために金庫説を採用したのである。

ところが、本事案の「預金の仮装」は金銭を預ける意思が存在しないのであるから、そもそも預金契約ではない。それどころか、口座名義人に預金債権を与える意思もないのだから、第三者のためにする契約ですらない。すなわち、本事案における「預金の仮装」は第三者のためにする契約ではないから、民法 539 条が適用される余地はない。本事案において、第三者預金を第三者のためにする契約と解したところで同じ結論を判示できたはずであって、一般的に第三者が行う預金契約が第三者のためにする契約であると考えても、何ら差支えないのである。したがって、大審院は「金庫説」を採用する必要はなかったと言える(注 12)。通説「委任契約説」は、この大審院判例の流れを汲んだものであり、正当ではない(注 13)。

5. 誤振込の効果【図6】



誤振込とは、振込依頼人の誤りにより、ほんらい振り込もうとしていた口座とは別の口座 に振り込んだり、金額を過大に振り込んだりしたものを言う。ここでは前者、すなわち、振 込依頼人がほんらい意図していた口座とは別の口座を振込依頼書に記載し、振込が実行さ れ、完了したケースを取り扱う。

さて、誤振込が完了して入金記帳が行われた場合には、当然口座名義人の預金債権は発生する。なぜならば、それが振込依頼書上に表示された振込依頼人の意思であるからである。

もちろん、民法上の意思表示の瑕疵規定の適用有無は検討すべきである。しかし、振込依頼において、金額や口座のような重要な意思表示の要素を錯誤した場合には、民法 95 条の錯誤無効が適用され、それを振込依頼人自らが主張することはできないのである。その結果、「振込先口座を正しく指定した振込」と「振込先口座を誤って指定した振込」との間では、単に振込外の原因関係有無の相違があるだけということになる。

それでは、仕向銀行および被仕向銀行が誤振込であることを認め、振込依頼人の重大な錯誤の主張を受け入れたらどうなるだろうか。前述のとおり、仕向銀行と被仕向銀行との間で締結される預金契約は第三者のためにする契約であるから、振込が完了して入金記帳された後は、誤りに気付いた振込依頼人が振込依頼契約を撤回、あるいは、合意解約したとしても、既に発生している第三者たる口座名義人の預金債権を消滅させることはできない(民法538条)。そのことは、組み戻し手続きにおいて、必ず口座名義人の同意を必要としている銀行実務を裏付けるものである(注14)。

6. 相対効その他の説への批判

一時期いわゆる相対効を唱える論もあったので、簡単に触れておく。相対効とは、振込の 意思に口座名義などの「過誤」がないときは預金債権は発生するが、「過誤」があるときは 預金債権は発生しない、というものである(注 15)。この説によれば、誤振込の場合には預金 債権は発生しないので、被仕向銀行は口座名義人の承諾を得ることなく、入金記帳を抹消・ 削除し、振込金相当額を振込依頼人に返還することができる。

この説は、「過誤」などの表現を使うことによって、振込依頼人の意思表示の瑕疵を民法の原則よりも過大に評価しようとする。しかし、これは上述した民法の意思表示規定を逸脱したものと言わざるを得ない(注 16)。

また、実務上も問題がある。この説を唱える論者は、銀行が「振込先口座を正しく指定した振込」(以下「正常な振込」とする。)と「振込先口座を誤って指定した振込」(以下「誤振込」とする。)とを簡単に判定できるものと考えているようである。しかし、振込依頼人と口座名義人との間に何らかの原因関係があるか否かを振込依頼人の申し出をもって判定することは実に危うい。このような判定を委ねられたとしても、銀行は振込依頼人と口座名義人との板挟みに遭うばかりである。

さらに、そもそも原因関係がなかった誤振込であって振込依頼契約が無効であったとしたところで、銀行間の預金契約は第三者のためにする預金契約であるから、既に発生済の第三者たる口座名義人の権利を同意なく剥奪することは許されないと言うべきである(民法538条)。

なお、相対効の一種として、いわゆる「客観説」に基づく論があるので、これも簡単に触れておく。「客観説」は、預金者の認定に係る論争の中から出てきたものであり、「出捐者が預金払戻し権者である」という考え方である。これを振込に当てはめると、「誤振込の場合は振込依頼人が出捐者であるから、振込金相当額の預金は振込依頼人のもの(振込依頼人が預金払戻し権者)であるとするのである。しかし、この考え方を適用した場合には、正常に振込が行われた場合になぜゆえ口座名義人が預金債権を取得するのかの説明ができない。

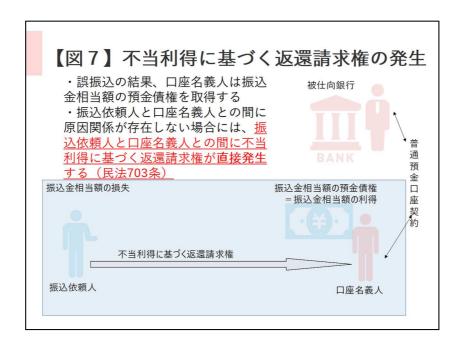
「正常な振込」であっても、出捐者は振込依頼人であるからである。そもそも振込は第三者 に預金債権を与えることを目的としているのであるから、正常な振込の法律関係の説明が できないのは致命的である(注 17)。

また、この説は「客観説」と呼称しているが、振込依頼人自身に預金債権を取得させるという意思表示は振込依頼書上に見られないので、「客観説」という名称自体が不適切である。もちろん、真の預金者の認定の理論における「主観説」との対立によって付けられた名称であり、そのことは筆者も充分承知している。しかし、この説によって預金債権者とされる預入者(振込の場合は「振込依頼人」)は預入申込書上(振込の場合は「振込依頼書上」)は預金債権者としては登場しないのであるから、一体全体何が「客観」なのであろうか。

筆者は預金者の認定における「客観説」にはそもそも反対であり、預入申込書や振込依頼 書上に表示された意思を尊重する自説こそ、"真の客観説"であると考える。

7. 不当利得に基づく返還請求権の発生【図7】

以上、誤振込によっても預金は成立する旨を述べた。それでは、振込依頼人は自らの誤っ



た意思表示をしてしまったものではあるが、他に救済手段は用意されていないのか。

このような場合、民法では不当利得に基づく返還請求権(民法 703 条)が振込依頼人に与えられる。振込が完了すると、振込金相当額の預金債権を一方的に、対価なく、口座名義人は取得することになる。そして、誤振込の場合には、振込依頼人と口座名義人との間で原因関係がないため、振込依頼人の損失において口座名義人が利得していると言え、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」とする民法 703 条の要件を満足するからである(注 18)。

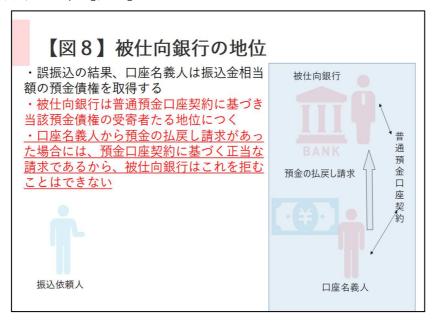
条文から明らかなように、この不当利得の返還請求権は、振込依頼人と口座名義人との間で直接発生するので、仕向銀行はもちろんのこと、被仕向銀行も不当利得の当事者ではない。また、不当利得の返還請求権は振込金や預金債権そのものの返還請求権ではないことにも留意する必要がある。

口座名義人の預金払戻請求は、被仕向銀行に対して何か信義に悖るというものではない。 また、まさに金銭の価値を利用すべく払戻しを請求するのであって、払戻行為自体が何らか の犯罪の構成要件の全部または一部を構成することもないので、権利の濫用にも該当しない。

もちろん、振込金の組戻しに応じなかった口座名義人が倫理的・道徳的に責められること はあり得ることである。しかし、不当利得に基づく返還義務以外には、口座名義人は民事上・ 刑事上の責任は負っていない。

したがって、誤振込に気付いた振込依頼人の組戻し依頼に口座名義人が応じなかった場合は、振込依頼人が口座名義人に直接不当利得に基づく返還請求権を行使するほかはない。 実務上も、仕向銀行は振込依頼人に対し、直接口座名義人への返還交渉をするように勧める。 これまでで述べた内容をまとめると、誤振込によっても口座名義人は当然に振込金相当額の預金債権を取得し、銀行に対して当然預金払戻し請求権の行使が行える。但し、振込依頼人に対しては振込金相当額の不当利得の返還義務を負うということである。

8. 被仕向銀行の地位【図8】



振込の結果、入金記帳が完了すれば、振込依頼契約は目的を達成して終了するから、仕向 銀行は振込依頼契約の受任者としての地位から解放される。

他方、被仕向銀行は、口座名義人との間の預金口座契約に基づいて口座名義人のための受 寄者となる。すなわち、被仕向銀行は口座名義人による預金の払戻し請求に対しては、これ に応じる契約上の義務がある。

振込完了後に口座名義人による払戻し請求がなされた場合、それは預金口座契約に基づく払戻し請求であるから、正当な権原によるものであって、被仕向銀行は払戻しを行う義務がある。言うまでもなく、「正しい振込」であろうと「誤振込」であろうと何ら変わりはない。

9. 最高裁判例の動向(民事)

かような誤振込の事案に関して最高裁はどのように判示してきたか。以下 2 つの判例が 重要である。

(1) トウシン事件(最判平8・4・26 民集50巻5号1267頁)

①事案概要

振込依頼人は訴外A会社の口座に振込むつもりで、実際にはカナ表記は同じで別会社で

ある a 会社の別口座番号を指定して振込依頼を行い、振込完了後にその預金が第三者により差し押さえられた。その後、振込依頼人から差押権者に対して第三者異議の訴えを提起した事案である。

②判示事項

- ・誤振込によっても口座名義人は有効に預金債権を取得する。
- ・振込依頼人は口座名義人に対し同額の不当利得返還請求権を取得するにとどまる。

3理由

- ・普通預金規定には預金の成立を原因関係の有無に関係づける定めはない。
- ・振込は、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理する目的で、その仲介に当る銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなく遂行する仕組みが採用されている。

④私見

誤振込事案の典型と言って良いだろう。誤振込によっても口座名義人は有効に預金債権を取得し、振込依頼人は口座名義人に対し同額の不当利得返還請求権を取得するにとどまると明確に判示している点が重要である。その一方で、原因関係が振込の効力に与える影響、いわゆる無因性に関しての理由には疑問がある。

まず、理由は2つとも振込依頼の意思表示は、手形のような単純な意思表示だということを述べているものと思われる。しかし、振込に際しては、専用の振込用紙や振込依頼人番号を付記する場合もあり、原因関係が銀行に分かる場合もある。さらに、この理由を反対解釈すると、たまたま仕向銀行や被仕向銀行が振込の原因関係を知っていた場合や、振込依頼人番号や摘要から銀行が振込の原因関係を知り得た場合に、原因関係上の瑕疵によって振込による預金債権の成否が影響を受けることになるということになるだろう。

筆者は、無因性の根拠は第三者のためにする契約であることに求められると考える。すなわち、仕向銀行と被仕向銀行が行う預金契約は第三者のためにする契約であるから、民法538条「前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない」という規定により、振込の原因関係とは明確に切り離されているのである(注 19)。

(2) 盗難通帳払戻し金振込事件(最判平20·10·10 民集62巻9号2361頁)

①事案概要

事案はやや複雑である。窃盗団がXの自宅に侵入し、Aとその配偶者Xの通帳・印鑑等を 盗み出した。AはB銀行に定期預金を有していたが、窃盗団はB銀行の窓口にてAの定期預 金を解約し、その解約金をY銀行のX名義口座へ他行振込した。しかる後に窃盗団はY銀行に赴き、Xに成りすましてY銀行から振込金相当額の普通預金の払戻しを受けた。このような状況のもとで、XがY銀行に預金契約に基づく払戻し請求をしたものである。Y銀行側は本件振込は原因関係のない振込であり、預金は成立していない、また、成立していたとしてもXの払戻し請求は信義則に反し許されないと反論した。

②判示事項

- ・口座名義人は被仕向銀行に対して普通預金債権を取得する。(上述(1)トウシン事件 判決を踏襲)
 - ・口座名義人による預金の払戻し請求は認められる。

③理由

- ・原因関係が存在しないために受取人が振込依頼人に対して不当利得返還請求権を負う場合でも、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はない(注 20)。
- ・払戻しを受けることが当該振込に係る金銭を不正に取得するための行為であって、詐欺 罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、著しく正義に反するような特段の事情があると きは、権利の濫用に当たる(注 21)。

④私見

誤振込によって発生した預金債権の払戻の効力については、永らく決定的な判例はなかったが、本事案によって判示された。これで誤振込を行ってから預金が払戻しされるまでの判示事項がそろったわけである。但し、この事案については、若干の補足が必要である。典型的な誤振込の事案ではなくて、窃盗団が振込依頼人Aに成りすまして振込を行ったケースであったからである。窃盗団は、配偶者A名義の定期預金の解約金をそのままB銀行の窓口で現金で受け取るよりも、同時に通帳・印鑑を盗取したXの口座からの払戻の方が怪しまれないと考え、わざわざXの口座に振込んだうえで、払戻しを行ったものと思われる(注22)。Xはその払戻しの効力は無効であり、預金債権は残っているとして、払戻しを請求したのである。

これに対してY銀行は、本件振込はA-X間の原因関係がないのに行われたものであるから、預金債権は成立していない、成立していたとしても、XはAに対して不当利得の返還請求権に基づく債務を負っているから、預金の払戻し請求については認められないとした。判決では、不当利得の返還請求権を負う者であっても預金債権者は有効に払戻しができる旨判示しており、正当である。

10. 判例・実務の動向(刑事)

ここまで他行振込と誤振込について民事上の法律関係を見てきた。それでは刑事上の法 律関係はどうだろうか。筆者の見るところ、不当利得の返還請求権が誤解されるとともに、 罪刑法定主義に反する判例・実務が執り行われており、実に憂慮すべき状況になっている。

例えば、誤振込のあったことを秘して銀行窓口で払戻を請求する行為について詐欺罪の成立を認める刑事判例がある(最決平成 15·3·12 刑集 57 巻 3 号 322 頁)。この決定は、上述のトウシン事件を踏襲して口座名義人が預金債権を取得しているとしながら、詐欺罪の成立を認めた。「銀行は誤振込みがあった場合、最終的には払戻に応ずるとしても、当事者間の無用な紛争を防止するため、振込依頼人に過誤の有無を照会するなど事実関係を確認するところ、被告人が誤振込みの事実を告知しなかったために、このような事実上の機会を奪われている」としたのである。この判例は口座名義人の告知義務違反に着目して、詐欺罪の成立を認めたものと評価されている。すなわち、誤振込の口座名義人は、告知義務を履行した場合に限って払戻請求が認められるというのである。

しかしながら、この決定は明らかにトウシン事件判決に矛盾している。口座名義人の預金 債権は合法的に取得したものであり、単に衡平の観点から預金債権相当額の利得を返還す る不当利得上の義務があるのみである。そのような事実関係のもとで、詐欺罪(刑法 246 条) における、他人を欺罔して財物を交付させたという要件が成立するであろうか。

そもそも預金は成立しており、それは自分自身の預金債権(被仕向銀行は口座名義人のために預金を預かっている)なのだから、口座名義人が払戻請求を行う場合、欺罔行為はほんらい問題とはならない(注 23)。また、債権に所有権や占有という概念が該当するかも甚だ疑問である(注 24)が、仮に該当するとしたところで、口座名義人の預金債権であることには疑う余地がなく、他人(被仕向銀行や振込依頼人)による預金債権の占有ということはほんらい観念できない。仮に被仕向銀行が金銭を占有していると言い得るとしても、それはあくまでも口座名義人のために占有しているのである。そして、口座名義人による預金の払戻しについては、口座名義人と被仕向銀行との間で締結されている預金口座契約に基づく払戻しであって、正当な準法律行為である。その払戻しに関しては何の違法性も存在しない。そして、被仕向銀行が預金の払戻しを拒めば預金口座契約違反となるのである。同様に、本人の預金なのであるから、窃盗罪、占有離脱物横領罪も、ほんらい問題とはならないことは明白である(注 25)。

本決定は、以上のような批判を避けるために告知義務違反という概念を持ち出したものと思われる。告知義務の発生権原は必ずしも詳らかではないが、権利行使における当事者の誠実義務(民法1条2項)などから導きだすのだろう。だが、自己の預金を引き出す際に、なにゆえ「振込依頼人に対する不当利得に基づく金銭債務を負っていること」を「不当利得の第三者である被仕向銀行に対して」告知しなければならないのだろうか。反対である(注26)(注27)。

ところで、阿武町の誤振込事案では、口座名義人である住民が電子計算機使用詐欺罪(刑

法246条の2)で逮捕された。電子計算機使用詐欺罪は、情報システムに対して①「虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて」、②「財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り」、③「財産上不法の利益を得」る罪であって、利益詐欺の特別類型とされる。ここで、当該口座名義人には正当な払戻し権原があるから、自己のユーザ ID やパスワードを利用して他口座への振替を行うことは、「正当な情報若しくは正当な指令を与えて」、「財産権の得喪若しくは変更に係る真実の電磁的記録を作り」、「財産上正当な利益を得」ることであり、①・②・③の要件に該当しないことは明らかである(注28)(注29)。

これらの結論は、被仕向銀行の立場に立ってみると、一層明白である。繰り返しになるが、 口座名義人の正当な払戻請求を拒否すれば、口座名義人との預金口座契約違反となるので ある。誤振込かどうかは振込依頼人と口座名義人との間の問題であり、被仕向銀行は振込依 頼人とは全く異なる法主体である。銀行が支払を拒否したところで、口座名義人が組戻しに 同意していない以上、一気に問題が解決するわけではなく、むしろ無用な紛争に巻き込まれ るだけである。契約関係にある口座名義人から払戻請求があった場合に、わざわざ振込依頼 人のために契約違反の責めを負う必要も義務もない。

要するに、これらの刑法上の罪状の構成要件が成立するためには、最低でも預金債権が不成立であるか、または預金債権を不法に取得したことが必要なのである(注 30)。前述の通り誤振込によっても振込依頼人、仕向銀行、被仕向銀行の意思表示の効果として振込金相当額の預金は成立するから、その可能性は全く無いものと言える。

思うに、この説を採る者は、相対効論者と同様に、銀行が誤振込か否かを簡単に判断できるという前提に立っているものと思われる。しかし、振込依頼人の申し出が正しいとは限らない。誤振込か否かは究極的には振込依頼人と口座名義人との民事訴訟によってのみ明らかになるものである。それなのに、眼前に口座名義人が現れて預金の払戻請求をしている状況で、不確実、かつ、一方的な情報でどうして払戻を拒否できるのか。被仕向銀行は、たとえ誤振込だとの情報が伝えられていたとしても、払戻しに応じる義務があるし、払戻しを行って良い。実際に払戻しを行えば、それは有効な払戻しである。

実は、このような刑事判例の傾向は、トウシン事件判決の前後で全く変わらなかったのである(注 31)。刑事の裁判官・実務家は有罪の結論ありきで、トウシン事件判決の意義を無視しているものと言わざるを得ない(注 32)。

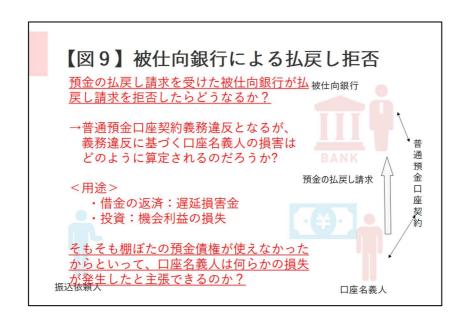
11. 問題の解決

さて、以上述べてきた通り、口座名義人が組戻しを拒否した場合には、振込依頼人はたかだか不当利得の返還請求権を持つのみである。したがって、その払戻後に民事訴訟で債務名義を得たとしても、その間に口座名義人が費消してしまっている可能性もあり、債務名義の実効性は低いと言える。

しかし、困難であるのも当たり前だという面もある。なぜなら、冒頭で述べたように、銀 行振込は決済手段であり、振込による預金債権が発生した段階で決済は完了するからであ る。例えば、あなたが現金で支払を行う場合に、本来の支払相手とは別人に現金を渡したと したら、後からその人が費消してしまう前に現金を取り戻すのは至難の技であることは想 像に難くない。銀行振込もこれと全く同じである。

但し、預金債権が現金と異なるところは、銀行が口座名義人のために預金を預かっている ことであるから、この点を捉えて預金の払戻し前に何とか手を打てないか、と思う向きがあ るのも無理のないことではある。

ところで、口座名義人が預金の払戻し請求をした場合に、被仕向銀行がこれを拒んだら、被仕向銀行の預金口座契約義務違反となることは先に述べた。しかし、当該契約違反に伴う 損害賠償請求を口座名義人が提起した場合、その内容はどのようなものになるのか。そもそ も口座名義人はほんらい振込依頼人に返還しなければならない金銭的価値の利用ができな かっただけのことである。被仕向銀行の義務違反は疑いがないが、ほんらい返還すべき金銭 的価値の利用ができなかったことは、口座名義人が何らかの損害を被ったということにな るのだろうか【図9】。

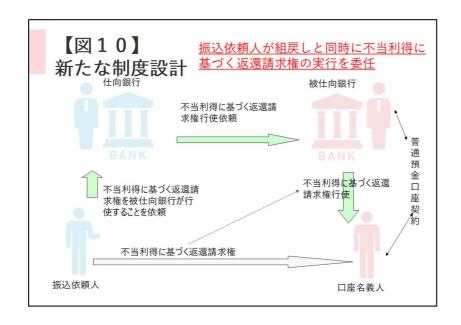


12. 誤振込金相当額返還請求制度」の提言【図10】

前章の終わりに述べたことを1つのアイディアとして、「振込依頼人が、仕向銀行を通じて、被仕向銀行に対して不当利得の返還請求権の行使を依頼する制度」を創設するということを考える。

ほんらい不当利得の当事者ではない仕向銀行・被仕向銀行をわざわざ不当利得の返還請求に当たっての関係者に引き戻すことについては、躊躇がないわけではない。

だが、誤振込の場合には、不当利得の発生原因が振込依頼契約、および、それに基づく預金契約であることを鑑みると、多少なりとも合理性はあるだろう。例えば、振込依頼人が全く取引関係のない口座名義人の口座に振込んだ場合、振込依頼人は口座名義人に関して何



の情報も有していないが、被仕向銀行は口座名義人と取引があるため、住所、電話番号など の情報を保有しているのである。

制度設計に当たっては、以下の諸点を考慮する必要がある。

まず、銀行が不当利得の返還請求権を行使した結果、振込金の全部または一部が返還されなかったとしても、銀行がその責めを負わない委任契約として構成する必要がある。

次に、被仕向銀行は元来口座名義人と普通預金口座契約を締結しており、預金の受寄者たる地位にあるから、不当利得の返還請求権の委任を重ねて受けるためにはそれなりの手当てが必要である。すなわち、被仕向銀行は受寄者としての義務違反とならないようにする必要があるので、預金口座契約上の手当てが必要である。

さらに、制度の悪用への歯止めも考えておく必要がある。すなわち、ほんらいは正常な振 込であったにも関わらず、後から振込依頼人や仕向銀行の気が変わって返還請求をする、と いった事態を絶対に避けなければならない。

最後に、本制度によって、制度の正常な運用時であっても、口座名義人の権利が無用に損なわれることがあってはならない。例えば、誤振込先の口座の入出金停止をしたことによって、もともと口座に準備していたガス代の引落しがかからず、ガスが止められてしまった、などの不利益が起きないようにしなければならない。これは、約款に盛り込むのは難しいので、実際の運用で留意すべき点となる。

以上を盛り込んだ依頼書と預金口座契約に追加する条文案を以下に示す(**【依頼書案】、【約款案】**)。

【依頼書案】

不当利得に基づく返還請求権委任依頼書

202X年XX月XX日

銀行 支店 御中

住所

氏名

ED

- ・私が行った下記の振込(以下、「本件振込」とする)については、誤った振込であり、 私は振込先口座名義人に対して不当利得に基づく振込金相当額の返還返還請求権があります。
- ・上述返還請求権の行使を本件振込の被仕向銀行に委任してください。
- ・私は本件依頼に際しては以下の事項を理解しています。
 - ・本手続きには結果の如何に関わらず、手数料XXX円がかかること。
 - ・本件手続きには上述手数料のほかに弁護士費用を含む実費がかかる場合があること。
 - ・本手続きには担保金 (振込金額が100万円までの場合XX万円、 振込金額が100万円を超える場合振込金額のXX%以上) の差入れが必要となること。
 - ・本続きは、手数料と担保金の全額が口座から引落しが確認された後開始されること。
 - ・本手続き開始後は、私本人が直接本件振込に係る不当利得の返還請求権を行使する ことはないこと。
 - ・本手続きの結果返金される場合にも、その時期については未定であること。
 - ・本依頼書に記載した内容は全て真実であることを確約すること。
 - ・御行または本件振込の被仕向銀行が、本依頼の実施が困難であると判断した場合には、 本委任契約が終了となることがあること。
 - ・本件委任事務遂行上、御行と本件振込の被仕向銀行の両者または一方が何らかの訴えを 提起された場合は、訴訟参加に応じること。
 - ・上の場合には、積極的に証拠開示に応じるとともに、御行と被仕向銀行が負った 損害賠償、弁護士費用などを全て負担すること。

記

・取引日時 2022年 月 日 時 分頃

- ・金額
- ・振込先銀行名
- ・振込先支店名
- ・振込先口座科目
- ・振込先口座番号
- ・振込先口座名義
- ・依頼人名・摘要
- ・振込元口座 支店 普通・当座 口座番号
- ・誤振込の内容 口座相違、 金額誤り、 取引誤認

その他()

※金額誤りの場合は、受任できないことがあります。

- ・本件振込が誤振込である理由詳細
- ・上記を疎明する資料
- ・その他補足事項

【約款案】

(不当利得に基づく返還請求事務受任)

本口座に振込があり、振込金を受け入れた後、当該振込の依頼人がお客さまに対する不当利得に基づく振込金相当額の返還請求権の執行委任を当行に委任した場合には、当行の判断でこれを受任できるものとします。

(振込金の保全)

前条の委任を受任した場合、当行は必要に応じて本口座の入出金を停止できるものとします。 また、当該振込金相当額を上限とする預金残高をお客さまの口座から当行管理の別口座に移すことができる ものとします。このとき、別口座に移した残高については付利は行いません。

(損害の賠償)

当行が前二条の取扱いを行った結果、お客さまの預金のご利用に関して損害が生じた場合でも、直接間接を 問わず一切賠償は行いません。

このような制度を銀行が行えるかどうかは、銀行法による規制を考慮に入れる必要がある。組戻しの業務が為替関連業務として認められている以上、誤振込が起因となる本業務の受任は認められると思われる。但し、実際に銀行が行えるのは振込金相当額の預金の保全までであり、返還請求権の行使は弁護士等に再委任することとなろう。

13. 結語に代えて -本稿の根底にある法理論-

阿武町の誤振込は、金額が大きく、原資が公金であると喧伝されたため、センセーショナルに取り上げられた。組戻しに応じず費消した経緯などから、口座名義人を責める論調が多い。心情としては理解できる面はあるものの、ここは冷静に考える必要がある。すなわち、倫理上の責任と法律上のそれとは厳に峻別しなければならない。口座名義人に対してほんらい民法上、刑法上の責任を問うことができるのか、問えるとしたらどのような責任なのかということがきちんと論じられねばならない。

本稿で既に明らかにした通り、当該事案の口座名義人は誤振込に関与したわけではなく、振込金相当額の預金債権を不法に取得したわけではないので——振込依頼人に対して不当利得に基づく返還請求義務はあるものの——、その他の民事・刑事上の責任があるわけではない。また、口座名義人による預金の払戻行為自体は、振込依頼人に対してはともかく、被仕向銀行に対して何か信義に悖るというものでもなく、さらに払戻し行為自体が何らかの犯罪の構成要件を構成するわけでもないので、信義則違反や権利の濫用にも該当しない。したがって、口座名義人が道徳的に非難されるということがあったとしても、逮捕は行き過ぎである。

本稿は企業法学会のホームページで公開されることから、研究者のみならず、一般の人々の目に止まることもあろうかと思われる。そして、本稿の結論を表面的に見て批判するということも考えられる。その点も踏まえ、冗長にはなるが、自説を支える法理論を改めて説明する。

(1) 意思自治の原則

我々が現在暮らしている法体系では、意思自治の原則というものがある。これは我々市民は法人・個人を問わず、法律で強制されない限り自分の自由意思で契約締結を行い権利義務の主体と成り得るというものである。但し、契約を行った限りではその義務に従う責任が生じる(注 33)。この原則があるからこそ、我々は安心して契約締結ができる。意思自治の原則によって現代社会は発展しているのである。

ここで注意すべきは、一つの意思表示はその内容に関わらず一つの意思表示として評価されるということである。100 円の振込をしようが、4,630 万円の振込をしようが、意思表示の効力・効果が問題となった場合には、それは一つの意思表示として民法上の評価を受け、金額の多寡は問題とはならないのである。

ところで、民法には錯誤無効という考え方がある。これは、契約当事者が契約締結に当たり、何らかの重要な前提を誤認して意思表示をした場合、その意思表示は無効となるというものである。この錯誤無効には但し書きがあって、意思表示の重要な要素に関わる錯誤は表意者からそれを主張することができない。

これを振込に当てはめた場合、振込先口座や金額は振込の根幹であり、重要な要素と認めざるを得ないから、振込依頼人は錯誤無効を自ら主張することができない。但し、契約の相手方が同意すれば振込依頼契約の解除は可能である。但し、振込の場合はさらにこの先があるのである。振込依頼契約や銀行間の預金契約がたとえ合意解除できたとしても、それを第三者たる口座名義人に主張できるかという問題である。これは第三者のためにする契約に適用される民法 538 条において、明確に否定されている。

つまるところ、阿武町は自らの自由意思によって 4,630 万円の預金債権を口座名義人に取得させることを意欲したこととなり、口座名義人に対して預金債権の不成立を主張することはできない。

(2) コモン・ローとエクイティ

不当利得は、英国におけるエクイティの所産と言われる。英国にはコモン・ロー裁判所と エクイティ裁判所(大法官府裁判所)があり、コモン・ロー裁判所の判決にどうしても納得 がいかない訴訟当事者は、当該事案をエクイティ裁判所に持ち込んだ。そこではコモン・ロ ー裁判所とは別の、衡平の観点に基づく法理論で解決を図ったのである(注 34)。

不当利得は土地の相隣関係から始まったとされる。しかし、ここでは読者の理解を助ける ため、まだ英国で不当利得に基づく返還請求権が確立していなかった時代に他行振込が存 在したら、誤振込に関してどのような過程を経てエクイティの理論が発展していったのか、 ということを想像してみよう。

あるとき、誤振込が発生し、振込依頼人が銀行に組戻しを依頼するも、口座名義人から組 戻しを拒否されたとしよう。 振込依頼人は口座名義人を相手にコモン・ロー裁判所に訴え出る。「振込先をうっかり間違えた。口座名義人は振込金を直ちに自分に返還して欲しい」と。

しかし、コモン・ロー裁判所は訴えを棄却する。「あなたの自由意思で口座名義人に預金 債権を与えたのだから、口座名義人にはそれを返還する義務はない。口座の指定を誤ったの は重大な錯誤なので、単なる錯誤ではありません」と。

このような事例が幾度か続き、遂にエクイティ裁判所に訴え出る振込依頼人が現れる。エクイティ裁判所は熟慮の上、「振込の結果として預金債権が成立することは否定できない。しかし、口座名義人は振込依頼人の損失によって利得を得ている。それゆえに、衡平の観点から口座名義人は振込依頼人に振込金相当額の利得を返還すべきである」と判示する(注 35)。すなわち、エクイティ裁判所は意思自治の原則とは全く異なる衡平の観点から判示を行う。これが成文化されたのが、不当利得の返還請求権である。エクイティは法の形式面ではなく、実質的な衡平を図ろうとするものであるから、これが私法上の最終の救済方法である。なお、このような過程でコモン・ロー裁判所が意思自治の原則を決して曲げなかったことは極めて重要である。もし、誤振込の場合には預金債権は発生しない、などと、相対効的な判示をしていたら、そんな不安定な制度を誰も決済には使おうとは思わず、振込は主要な決済手段とはなっていなかったかもしれない。それどころか、振込で相対効が認められるなら、他の契約においても認められない理由はないから、一般に契約の不確定性が増し、現に我々が享受している契約社会は遂に到来しなかったとさえ思う。意思自治の原則を変えずに、他方で不当利得の法理論を生み出した英国人の知恵は誠に偉大である。

(3) 罪刑法定主義

我々は、法律で定められた構成要件に該当しなければ、刑事上の罪に問われることはない という大原則の世界に生きている。これが罪刑法定主義と呼ばれるものである。すなわち刑 事罰というものは、国家が違法行為を類型化し、予め列挙した上で、これに合致した事実の みを罰するものである(注 36)。

かような原則から見れば、阿武町の住民の逮捕は随分と乱暴である。既述の通り、当該住 民は民法上不法な行為は行っていない。ただ、衡平の観点から振込金相当額の返還義務を負っているのみである。このような事実関係のもとで預金債権の行使を欺罔行為だとして構成要件に無理やり当てはめるやり方には断固反対である。

例えば、いわゆるマルチ商法(連鎖販売取引)違反の行為類型に関して幾度も立法措置が 取られたことは良く知られていることである。それなのになぜ、明らかに別の行為類型を想 定した刑法の構成要件が、これほどに容易く当てはめられるのであろうか。また、金銭や債 権を簡単に物のように扱うことも、電気窃盗の取扱いに比して到底納得のいくところでは ない(注 37)。阿武町の事件は現在裁判が進行中だということだが、思ってもみなかった罪で 逮捕される虞があるというのは、我々国民にとって決して他人事ではない。

検察は阿武町事件の当該住民に対する起訴を直ちに取り下げるべきであろう。

(4) 法主体の独立性

本稿では、新たな試みとして「誤振込金相当額返還請求制度」を提言した。提言して改めて明確にわかったことは、銀行が振込依頼人に代わって不当利得返還請求をする制度設計をすることにはかなり高いハードルがあるということである。特に案の中では振込依頼人が依頼に際して担保を積むことを要求しているが、実際の担保額は誤振込金以上となることが想定される。なぜならば、振込依頼人と口座名義人の原因関係が"存在しないこと"は悪魔の証明(消極的事実の証明)なので、振込依頼人の申し出が正しいかどうかは被仕向銀行は軽々には判断ができないからである。「どうも振込依頼人の申し出は本当らしい」として口座名義人の預金払戻請求を拒絶することは、銀行としてリスクを負うことになる。そして、このことは振込依頼人と銀行とが法主体として別人格であることを端的に示すものでもある。本稿で提言したような制度を導入しない限り、銀行が払戻請求を拒むことは難しいものと考える。

(脚注)

- (注 1) 『「4630万円」誤給付、無職の24歳男を逮捕…電子計算機使用詐欺容疑』(読売 新聞 2022 年 5 月 19 日)
- (注 2) 本稿では、いわゆる全銀為替の他行振込を前提とする。なお、仕向銀行と被仕向銀行が 同一主体である銀行内振込の場合は、振込依頼人が銀行と第三者のためにする預金契約を締 結する法律関係である。
- (注3) 垣水道生「銀行振込の性質」(矢崎幸生ほか編『現代先端法学の展開(田島裕教授記念)』 信山社、2001年)385頁参照。一般には「受取人」という語が使われるが、本稿では「口座 名義人」を使用する。
- (注 4) 横浜地判昭和 42·3·7 (金融商事判例 72 号 6 頁~8 頁) は、預金口座に払込金額の記入があったときに弁済の効力が生ずる旨判示する。
- (注5) 垣水・前掲(注3)379頁~380頁。
- (注 6) 本文の通り、受益の意思表示は一般的に認められるもの、あるいは、包括的になされた ものであるから、口座名義人が個別に振込金の入金を拒否することは可能である。例として は、振込で賄賂を送りつけられた口座名義人が入金を拒否する場合などが考えられる。
- (注7) 垣水・前掲(注3)380頁、385頁。
- (注 8) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』(信山社、1986年) 24 頁~25 頁。なお、委任 の内容は法律行為の委任ではないので、正確には「準」委任契約説である。
- (注9) 垣水・前掲(注3)377頁~378頁。
- (注 10) 大判昭和 9·5·25 民集 13 巻 11 号 829 頁。
- (注 11) 我妻榮「第三者のためにする契約 -第三者の預金口座に入金する行為の性質 虚偽表示- 銀行が第三者の委託によってなしたる虚偽の預金受入通知の効力」民法判例評釈II(コンメンタール刊行会、1966 年) 175 頁は「金庫は法律上の人格者ではないから、投入した者と金庫自体との間に法律行為のなされる余地がない」と批判する。
- (注 12) 我妻先生は、第三者預金を第三者のためにする契約としながら(我妻榮『債権各論上巻(民法講義 V1)』(岩波書店、1954 年)118 頁~119 頁)、他方で我妻・前掲(注 11)177 頁では、本事案につき民法 539 条が適用される結果、「Xをして預金債権を取得せしむることは遂に不能というべきである」、「第三者のためにする契約という古い理論はもはやこの近代児の衣裳たりえないのではあるまいか」と述べる。しかし、本文で述べたように、預金

の仮装契約は第三者のためにする預金契約ではないため民法 539 条は適用されない。第三者 のためにする契約は古い理論どころか、現代の決済システムを支える重要な契約類型である と言えよう。

- (注13) 垣水・前掲(注3)401~403頁。
- (注 14) 垣水・前掲(注 3) 398 頁。最判平成 12·3·9 (金融商事判例 1091 号、2000 年) 12 頁~ 21 頁は、預金債権者の意思に基づかずに組戻しを勝手に行うことはできないとする。
- (注 15) 西尾信一「誤振込金と預金の不成立」(判例タイムズ 777 号、1992 年) 85 頁~86 頁。
- (注16) 垣水・前掲(注3)397頁~398頁。
- (注17) 垣水・前掲(注3)388頁~389頁。
- (注 18) 我妻榮・有泉亨・川井健『民法 2 債権法 第二版』(勁草書房、2003年)403頁は「不当利得は他の規定から生ずる結果が形式的に正当なものであっても実質的に公平に反するときに、これを是正することを統一的な基礎理念とする制度」であるとする。
- (注19) 垣水・前掲(注3)388頁~389頁。
- (注 20) 松宮孝明『刑法各論講義[第 5 版]』 (成文堂、2018 年) 189 頁~190 頁は、誤振込の場合も特段の事情がなければ預金の引き出しと費消が銀行に対する財産犯となる余地がないとする。また、そうしないと「預金債権者が誤振込金分を引き出して現金で誤振込者に返した場合」銀行に対する詐欺犯が成立してしまう不都合が生じるとする。
- (注 21) 本件では、窃盗団がAに成りすましして振込を行い、その後Xに成りすまして払戻しを受けている。この払戻しの効力への言及であり、口座名義人X自身が行う払戻請求には影響のない判示である。阿武町事件における口座名義人も誤振込に関与していないとされているので、本判決に基づけば、有効に払戻しができることとなる。
- (注 22) 野口大作「盗難通帳による振込金を受取人が払戻請求しても権利の濫用にならないとされた事例」(法律時報 82 巻 12 号、2010 年) 134 頁は本件の判例評釈であるが、「本判例は、振込依頼人に過誤のある誤振込に加えて、振込依頼名義人に過誤がない無権限者の振込についても、受取人と被仕向銀行間の普通預金契約の成立を新たに認めたことから、振込があれば、原因関係の有無・内容を問うことなく、原因関係とは無関係に振込金相当額について普通預金契約を成立させるという考え方をより徹底させたと評すべき」だとする。
- (注 23) 松宮・前掲(注 20) 254 頁は本決定の告知義務に関し、「「組戻し」が預金債権者による預金債権の処分であり、銀行はこれを預金債権者から委託されて行うだけであることを看過した議論である」とする。
- (注 24) 松宮孝明「過剰入金と財産犯」(立命館法学 249 号、1996 年) 407 頁~410 頁は、預金 債権への占有に対して疑問を呈している。
- (注 25) 東京高判平成 6・9・12 (判例時報 1545 号 113 頁) は、誤って過剰に振り込まれた預金のキャッシュカードによるATMからの払戻し事例であり、窃盗罪を認める。また、東京地判昭和 47・10・19 (原田國男「誤って振り込まれた預金の払戻しと占有離脱物横領罪の成否」(研修 337 号、1976 年) 306 頁にて紹介) は、占有離脱物横領罪を認定したものと評価されている。これらの判決は、何れも何が何でも有罪にするという結論から無理やり理屈を捻りだしているようにしか思えない。特に前者はATMの事案で詐欺罪の要件となる欺罔行為が機械に対して適用できないために捻り出した理屈という意味では、阿武町誤振込事件の起訴内容の先駆けとも言えるものである。
- (注 26) 川口浩一「誤振込と詐欺罪」 (奈良法学会雑誌 13 巻 2 号、2001 年) 23 頁~24 頁は、信義則という一般条項から刑法上の義務を導き出すことは罪刑法定主義の観点から問題であるとする。前掲(注 23) も参照。
- (注 27) そもそも銀行実務において、預金払戻しの際に口座名義人の告知義務があるという考え 方はない。したがって、告知を受けても銀行が払戻しをすることは充分有り得る。その場合、 本決定の考え方に従えば、告知義務は履行されているので詐欺罪は成立しない。刑法上の原 則では、詐欺罪不成立の場合は、対象行為は有効と扱われるため、誤振込による不当利得の 返還請求権もその時点で消滅したものと取り扱わざるを得ないではないだろうか。不当であ る
- (注 28) 鶴田六郎「電子計算機使用詐欺罪初適用事例の検討」(商事法務 1166 号、1988 年) 4

頁~5 頁が各要件を詳細に述べている。法務省刑事局参事官との肩書きがあり、立法関係者による解説と思われるが、口座名義人による払戻請求を本罪適用対象としていないことは明白である。

- (注 29) 橋爪隆「誤振込みと電子計算機使用詐欺」(法学教室 504 号、2022 年) 1 頁 は「誤振 込みされた金員については告知義務を履行しなければ振込みができないところ、銀行にその 旨を告知せずに振込みを依頼する行為は、本来は権利行使ができない者が振込みを行ったと いう意味で、「虚偽の情報」に当たると解する余地がある」とする。口座名義人は本来的に 権利行使ができるので反対である。また、この考え方はわざわざ告知義務という概念を持ち 出した最決平成 15・3・12 の意義を却って損なっている。なんとなれば、本来は権利行使がで きない者が振込みを行ったことが「虚偽の情報」に該当すると言えるのであれば、そもそも 詐欺罪の場合にも告知義務という概念を持ち出す必要はないからである。
- (注 30) 平野龍一『刑事法研究 最終巻』(有斐閣、2005 年) 98 頁は「民法を離れた「刑法上の所有権」とか「刑法上の他人性」とかいう「刑法的観点」があるわけではない」と言う。 松宮・前掲(注 20) 189 頁も参照。また、松宮・前掲(注 24) 406 頁は「被仕向銀行を被害者とする財産犯の成立を認めることは、民事的な債権債務関係と刑事の財産犯の成否との間での「法秩序の統一性」を害するおそれがあるといえよう」とする。
- (注31) 川口・前掲(注26)11頁参照。
- (注 32) 加賀山茂「振込と誤振込の民法理論ー『第三者のためにする契約』による振込の基礎理論の構築一」(明治学院大学法科大学院ローレビュー18号、2013年)15頁は「最高裁平成8年判決は、その後の最高裁平成15年決定によって、その正当性が実質的に失われた」と評価し、「無因の権利を取得したとしても、その行使が犯罪となるのであれば、正当な権利取得に値しないといえよう」と述べる。平野・前掲(注30)の通り、刑法上の不法概念が民法に優先することはなく、反対である。
- (注 33) 四宮和夫・能見善久『民法総則 第九版』(弘文堂、2018 年) 43~44 頁では「近代法 の支配するわれわれの社会では、各人は契約などによって自ら法律関係を形成していく自由 がある反面、自分の自由な意思で形成した法律関係によって拘束される」とする。
- (注 34) 戒能通弘・竹村和也『イギリス法入門』(法律文化社、2018 年) 22 頁は、14 世紀以降「大法官府は、裁判が不公正であるという理由で、あるいは、王座裁判所などのコモン・ロー裁判所においては救済を受けることができず正義が行われないという理由で出された請願を処理し、大法官裁判所として機能するようになる」とする。
- (注 35) 田中和夫『英米法概説[再訂版]』(有斐閣、1981 年) 262 頁は、大法官が「原告に救済を与えようとする場合には、一コモン・ローの法則を直接くつがえすということはせずに一被告にコモン・ロー上の権利があるときはその権利を認めた上で、(中略)被告に対して、コモン・ロー上義務のないことをも良心に照らして履行すべしと命じた」とする。
- (注 36) 平野龍一『刑法 総論I』(有斐閣 1972 年) 64 頁は「法律でまえもって処罰すると決めておいた行為だけが処罰できるとすべきだ」という原則であるとする。また「被告人に不利益な類推解釈は許されない、ということが、罪刑法定主義の一つの重要な内容だ」(同 76 頁)とする。
- (注 37) 平野・前掲(注 30) 99~100 頁は、現金に所有権を認めるべきかということに対し「安易に刑法上の所有権を認めるべきではない」とする。また、松宮・前掲(注 20) 191 頁は「現行刑法の 245 条等は、その提案理由によると、電気を特別に「財物」とするみなし規定であるとされている」と述べる。

最後に本稿の内容とは直接関係がないことを記すことをご容赦願いたい。

本稿は、2022年7月10日「企業法学会」研究報告会にて発表した内容をもとに推敲を重ねたものである。

推敲中に、田島裕先生(筑波大学名誉教授)が9月末に亡くなったとの報に接し、強いショックを受けた。それというのも、件の研究報告会には、田島先生もご出席なさっており、大変お元気そうだったからである。各発表に対して鋭くコメントを仰り、もちろん、筆者の発表に対してもご意見をいただいた。それなので、今後もご指導や叱咤激励をいただけるものと勝手に思っていたが、もはや叶わぬこととなってしまった。

田島先生には、英米法や法文献学の基礎を叩きこまれたほか、学生共同論文の執筆を勧めていただき、事あるごとに研究への励ましをいただいた。本稿で引用している筆者の論文は、田島先生の還暦とエリザベス女王からの叙勲(大英帝国勲章の Officer(OBE))を祝う論文集の末席に加えていただいたものである。エリザベス女王は9月初めに逝去されたが、「話し相手が欲しくてサー・タジマ(Sir Tajima)を3時のお茶に招待したのかもしれない」などと、ご指導を受けた学生の間でまことしやかに語られている。

今はただ田島裕先生の学恩に深く感謝し、安らかに眠られんことを祈るばかりである。